別表第三㈣の表の備考25中「第９条の９」の次に「、第29条」を加える。

別表第三㈤の表の備考５中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「支払基金が」を「基盤機構が」に改める。

別表第四㈠の表の備考３⑴、別表第四㈡の表の備考３⑴、別表第四㈢の表の備考３⑴、別表第四㈣の表の備考３⑴、別表第五㈠の表の備考２⑴、別表第五㈡の表の備考２⑴、別表第五㈢の表の備考２⑴及び別表第五㈣の表の備考２⑴中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別表第五㈤の表の備考２⑴中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同表の備考２⑧中「第113条第５項」を「第113条第６項」に改める。

別表第五㈥の表の備考２⑴、別表第五㈦の表の備考２⑴、別表第五㈧の表の備考２⑴、別表第五㈨の表の備考２⑴、別表第五㈩の表の備考２⑴、別表第五(十一)の表の備考２⑴、別表第五(十二)の表の備考２⑴及び別表第五(十三)の表の備考２⑴中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別表第五(十四)の表の備考２⑹イ及びロ中「掲げる」を「定める」に改め、同表の備考２⑧中「租税条約」を「租税特別措置法第29条の規定により非課税とされるもの又は租税条約」に、「又は」を「若しくは」に改める。

別表第五(十五)の表の備考２⑴、別表第五(十六)の表の備考２⑴及び別表第五(十七)の表の備考２⑴中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別表第五(十七)の表の備考２⑴中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同表の備考２⑿を次のように改める。

⑿　その株式等の譲渡の対価又は償還金等が次に掲げる場合に該当する場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

イ　租税特別措置法第37条の14第12項の規定により同条第５項第１号に規定する非課税口座に該当しないものとされた口座に係る同条第１項に規定する振替口座簿（ロにおいて「振替口座簿」という。）への記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている同項第１号に規定する上場株式等（ロにおいて「上場株式等」という。）に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該口座の開設の時から当該口座が開設されている同項に規定する金融商品取引業者等（ロにおいて「金融商品取引業者等」という。）が当該口座に係る同条第７項第２号に定める事項又は同条第21項第２号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第１項に規定する譲渡に係るものである場合

ロ　上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた租税特別措置法第37条の14第22項の規定により同条第５項第７号に規定する特定累積投資勘定及び同項第８号に規定する特定非課税管理勘定に該当しないものとされた勘定に係る上場株式等に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該勘定の設定の時から当該口座が開設されている金融商品取引業者等が当該勘定に係る同条第21項第２号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第１項に規定する譲渡に係るものである場合

別表第六(一)の表中

控除対象扶養親族の数					
特定		老人		その他	
人	従人	人	従人	人	従人

を

控除対象扶養親族等の数									
特定		老人		その他		特親			
人	従人	人	従人	人	従人	人	従人		

に、

社会保険料等の金額	
千	円

を

特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額	
千	円	千	円

に、

控除対象扶養親族

を

控除対象扶養親族等

に改め、同表の備考２(1)中「(16)」を「(17)」に改め、同表の備考２⑸中「⑿まで」を「⑿まで」に、「ホまで」を「へまで」に改め、同表の備考２⑼中「控除対象扶養親族の数」」を「控除対象扶養親族等の数」」に改め、同表の備考２⑼に次のように加える。

⑴　「特親」の欄には、法第84条の２第１項に規定する特定親族（当該給与等が法第190条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族で法第２条第１項第30号に規定する合計所得金額又はその見積額が58万円を超える者）の数を記載すること。